

【和訳】「輸入食品海外生産企業登録実施目録」の公布に関する公告（2012 年第 73 号）

【免責事項】

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

「輸入食品海外生産企業登録実施目録」の公布に関する公告

国家品質監督検査検疫総局公告 (2012年第73号)

「中華人民共和国食品安全法」及び同実施条例、「中華人民共和国輸出入商品検査法」及び同実施条例並びに「輸出入食品国外生産企業登録管理規定」に従い、ここに「輸入食品海外生産企業登録実施目録」を公布する。輸入水産品海外生産企業登録実施の移行期間は、本公告の公布日から2013年5月1日までとする。

別紙：輸入食品海外生産企業登録実施目録

2012年5月7日

別紙：
輸入食品海外生産企業登録実施目録

番号	名称	定義	備考
01	肉類	人間が食用可能な家畜動物のすべての部分	胴体、臓器、副産品及び上記製品を原料とする製品を含む。缶詰製品を除く
02	水産品	人間の食用に供する水生動植物産品及びその製品	クラゲ類、軟体類、甲殻類、棘皮類、頭索類、魚類、両生類、爬虫類、水生ほ乳類動物など水生動物品及びその製品、並びに藻類など海洋植物品及びその製品を含む。生きた水生動物及び水生動植物繁殖材料を除く